⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　施工実績　平成17年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績に対して提出できる施工実績は１件とする。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績

供用中の国道又は供用中の自動車専用道路において、コンクリート床版の補修又は補強を実施した工事※

※はく落防止対策は含まない

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績

橋梁（上部工）の補修又は補強を実施した工事※

※はく落防止対策は含まない

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑺　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績及び簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標

ア）企業の評価について

評価項目　①　企業体制

品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況

評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況

優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済

良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済

可：両方とも未取得

評価項目　②　企業の施工実績

平成22年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績

評価指標　コンクリート床版の取替又は打換を実施した工事

有：施工実績有り

無：施工実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。)

イ）簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　工事目的物の性能・機能に関する事項

中項目　性能・機能

小項目　品質管理

評価指標　既設コンクリート床版に対する打換の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。

※コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は認めない。

評価項目　大項目　社会的要請に関する事項

中項目　環境対策

小項目　騒音対策

評価指標　民家が近接する工事箇所における効果的な工事騒音対策について、期待できる効果を含めて記述する。

技術提案は、評価項目ごとに２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。技術提案が評価項目ごとに１提案もない場合は、不適格とする。なお、技術提案（様式－４）の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み簡易な施工計画の項目(品質管理、騒音対策）ごとにＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面４枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不可とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とするが、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不可とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不可とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：〇〇による品質管理

実施方法等：●●を設置する。

▲▲を実施する。

■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である。

・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合

・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合

・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。

・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合